

内日地区まちづくり協議会

通常総会資料



日時：平成28年4月24日（日）

午前10時～

場所：内日公民館3階講堂

・ ・ ・ 目 次 ・ ・ ・

総会次第 1

第 1 号議案

平成 2 7 年度事業報告書 2 . 3

平成 2 7 年度収支報告書及び監査報告書 4 . 5 . 6

第 2 号議案

平成 2 8 年度事業計画(案) 7 . 8 . 9 平

成 2 8 年度収支予算(案) 1 0 . 1 1

第 3 号議案

役員の選任及び解任(案) 1 2

第 4 号議案

内日地区まちづくり協議会規約改正(案) 1 3 ~ 1 8

内日地区まちづくり協議会 第1回通常総会 次第

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．中尾市長との意見交換会
- 4．資格審査報告（総会成立用件）
- 5．議長選出
- 6．議事録署名人及び書記指名
- 7．議事
 - （1）第1号議案 平成27年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告
 - （2）第2号議案 平成28年度事業計画及び収支予算（案）
 - （3）第3号議案 役員を選任及び解任（案）
 - （4）第4号議案 規約の改正（案）（構成団体の変更）
 - （5）その他
- 8．議長解任
- 9．その他
- 10．閉会

平成27年度事業報告書（運営）

内日地区まちづくり協議会

平成28年 1月26日 ~ 平成28年 3月31日

事業の実施概要

【事業内容】

内日地区まちづくり協議会を運営するため、以下の事業を実施した。

1. まちづくり協議会の運営に関する事務
2. まちづくり協議会に関する会議の開催
3. まちづくり協議会の事務所の維持管理
4. その他まちづくり協議会の運営に関し必要な事業

事業の実績

| 月 日 | 事 業 内 容 | 備 考 |
|------|---------------------------|-----|
| 2月4日 | 内日地区まちづくり協議会運営委員会（第1回）の開催 | |
| 2月5日 | 事務所整備及び事務員の配置 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

平成27年度事業報告書（活動）

内日地区まちづくり協議会

平成28年 1月26日 ~ 平成28年 3月31日

事業の実施概要

【活動の内容】

内日地区まちづくり協議会を運営するため、以下の活動に取り組んだ。

- ・ 地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- ・ 地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- ・ 地区内外における地域交流に関する活動
- ・ 地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- ・ 地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動

事業の実績

| 月 日 | 活 動 内 容 | 備 考 |
|-------|-----------------------|-----|
| 2月25日 | 全体部会（第1回）開催 | |
| 3月11日 | 内日地区まちづくり協議会広報紙 第1号発行 | |
| 3月22日 | 総務部会 開催 | |
| | | |
| | | |
| | | |

第1号議案**平成27年度 内日地区まちづくり協議会決算書****【運営】**

平成28年1月26日～平成28年3月31日

1 収入の部

(単位:円)

| 収入区分 | 予算額 | 決算額 | 比較増減 | 備考 |
|-------|---------|---------|------|----|
| 補助金 | 183,000 | 183,000 | 0 | |
| 寄付金 | 0 | 0 | 0 | |
| その他収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 183,000 | 183,000 | 0 | |

2 支出の部

(単位:円)

| 経費区分 | 予算額 | 決算額 | うち | 比較増減 | 備考 |
|----------|---------|---------|---------|--------|--|
| | | | 補助対象金額 | | |
| 賃金 | 103,000 | 102,340 | 102,340 | 660 | 2月・3月分事務員給与 |
| 旅費 | 4,000 | 16,280 | 16,280 | 12,280 | 研修会旅費13人分¥9620・ 旅費精算5件¥6660 |
| 消耗品費 | 8,000 | 32,328 | 32,328 | 24,328 | 事務用品¥9767・USBメモリ ¥2138・電卓¥1523・輪転機トナ ー¥12960・看板¥5940 |
| 食糧費 | 1,000 | 6,000 | 6,000 | 5,000 | 会議用お茶 |
| 印刷製本費 | 1,000 | 0 | 0 | 1,000 | |
| 通信運搬費 | 28,000 | 5,658 | 5,658 | 22,342 | 切手代 |
| 保険料 | 1,000 | 306 | 306 | 694 | 事務員労災保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 1,000 | 5,010 | 5,010 | 4,010 | 会議暖房費¥150・3月分パソコン・ プリンターリース料¥4860 |
| 備品購入費 | 36,000 | 0 | 0 | 36,000 | |
| 合計 | 183,000 | 167,922 | 167,922 | 15,078 | |

収入合計 支出合計 残高
 183,000円 - 167,922円 = 15,078円

第1号議案**平成27年度 内日地区まちづくり協議会決算書****【活動】**

平成28年1月26日～平成28年3月31日

1 収入の部

(単位:円)

| 収入区分 | 予算額 | 決算額 | 比較増減 | 備考 |
|-------|---------|---------|------|----|
| 補助金 | 102,000 | 102,000 | 0 | |
| 寄付金 | 0 | 0 | 0 | |
| その他収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 102,000 | 102,000 | 0 | |

2 支出の部

(単位:円)

| 経費区分 | 予算額 | 決算額 | うち | 比較増減 | 備考 |
|----------|---------|--------|--------|--------|--|
| | | | 補助対象金額 | | |
| 消耗品費 | 7,000 | 39,007 | 39,007 | 32,007 | コピー用紙¥4847・プリンターインク¥28791・事務用消耗品¥4169・軍手等¥1200 |
| 食糧費 | 5,000 | 7,200 | 7,200 | 2,200 | 会議用お茶代 |
| 印刷製本費 | 84,000 | 0 | 0 | 84,000 | |
| 通信運搬費 | 3,000 | 0 | 0 | 3,000 | |
| 使用料及び賃借料 | 3,000 | 1,020 | 1,020 | 1,980 | 会場暖房費 |
| 合計 | 102,000 | 47,227 | 47,227 | 54,773 | |

収入合計 支出合計 残高
 102,000円 - 47,227円 = 54,773円

監査報告書

収支決算について、預金通帳、出納帳、領収書等と照合したところ、適正に処理されておりましたので、その旨報告いたします。

平成28年 4月 7日

監事 西田 哲男 印

監事 岡田 巧 印

事業計画書〔運営事業〕(案)

内日地区まちづくり協議会

平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日

事業の概要

【事業内容】

内日地区まちづくり協議会を運営するため、次の事業に取り組む。

1. まちづくり協議会の運営に関する事務
2. まちづくり協議会に関する会議の開催
3. まちづくり協議会の事務所の維持管理
4. その他まちづくり協議会の運営に関し必要な事業

事業の実施計画

| 実施時期 | 事業内容 | 備考 |
|------|----------|----|
| 随時 | 運営委員会等開催 | |
| 4月下旬 | 通常総会開催 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

事業計画書〔活動〕(案)

内日地区まちづくり協議会

平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日

事業の概要

【活動の内容】

内日地区まちづくり協議会を運営するため、次の活動に取り組む。

- ・地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- ・地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- ・地区内外における地域交流に関する活動
- ・地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- ・地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動

事業の実施計画

| 実施時期 | 活動内容 | 備考 |
|-------|-------------------|---------|
| 5月 | 地域づくり研修会開催（講演会） | 全体事業 |
| 6月 | まちづくりに関する講演会 | 〃 |
| 8月 | AEDを使った救命講習会 | 〃 |
| 6月 | 担い手の育成 田植え体験 | 産業・環境部会 |
| 7月 | 担い手の育成 草刈り体験 | 〃 |
| 10月 | 担い手の育成 稲刈り体験 | 〃 |
| 12月 | 担い手の育成 餅つき | 〃 |
| 7月 | ゴミ不法投棄防止看板設置、ゴミ拾い | 〃 |
| 5月～3月 | ゴミ不法投棄巡回（6回） | 〃 |

| 実施時期 | 活 動 内 容 | 備 考 |
|--------|-------------------------|-------------|
| 登校日に毎朝 | 通学時の街頭見守り | 暮らしの安全と教育部会 |
| 4月～ | 放課後児童クラブ実施支援（毎週水曜日） | 〃 |
| 8月上旬 | 危険個所巡回・看板設置 | 〃 |
| 8月下旬 | 〃 | 〃 |
| 毎月 | 一人暮らしの高齢者宅訪問 | 〃 |
| 5月～3月 | 学校と地域の交流・コミュニティスクール（4回） | 〃 |
| 6月 | 福祉セミナー開催・体力測定 | 活性化・イベント部会 |
| 8月 | 子供と昔遊び体験・食事会（バーベキュー） | 〃 |
| 11月 | 子供とクリスマスツリー作成・設置 | 〃 |
| 6月 | 広報紙発行 | 総務部会 |
| 9月 | 〃 | 〃 |
| 12月 | 〃 | 〃 |
| 3月 | 〃 | 〃 |
| 5月以降 | HP作成管理 | 〃 |

第2号議案

平成28年度収支予算書〔運営事業〕(案)

内日地区まちづくり協議会

1 収入の部 [単位：円]

| 収入区分 | 金額 | 詳細 |
|------|-----------|----------|
| 市補助金 | 1,100,000 | |
| その他 | 1,000 | 寄付金、預金利子 |
| 合計 | 1,101,000 | |

2 支出の部 [単位：円]

| 経費区分 | 金額 | うち | 詳細 |
|----------|-----------|-----------|----------------------------------|
| | | 補助対象金額 | |
| 賃金 | 615,000 | 615,000 | 事務員の賃金 |
| 旅費 | 33,000 | 33,000 | 市との連絡調整に要する旅費 |
| 消耗品費 | 70,000 | 70,000 | 事務用品等 |
| 食糧費 | 18,000 | 18,000 | 会議等の湯茶、茶菓子代 |
| 印刷製本費 | 23,000 | 23,000 | 資料等のコピー代、記録用写真印刷代 |
| 修繕料 | 30,000 | 30,000 | 機器等の修繕代等 |
| 通信運搬費 | 115,000 | 115,000 | 切手、はがき代等 電話、ファクシミリ等に 係る通信料 |
| 保険料 | 2,000 | 2,000 | 労災保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 14,000 | 14,000 | 会場等で利用する暖房 費等 |
| 備品購入費 | 175,000 | 175,000 | 事務所備品 |
| 負担金 | 6,000 | 6,000 | 会議及び研修会にかか る参加費等 |
| 合計 | 1,101,000 | 1,101,000 | |

第2号議案

平成28年度収支予算書〔活動〕(案)

内日地区まちづくり協議会

1 収入の部

[単位：円]

| 収入区分 | 金額 | 詳細 |
|------|-----------|----------|
| 市補助金 | 1,074,000 | |
| その他 | 1,000 | 寄付金、預金利子 |
| 合計 | 1,075,000 | |

2 支出の部

[単位：円]

| 経費区分 | 金額 | うち | 詳細 |
|----------|-----------|-----------|----------------------------|
| | | 補助対象金額 | |
| 報償費 | 128,000 | 128,000 | 講師等への謝礼、参加省等 |
| 旅費 | 45,000 | 45,000 | 講師の旅費等 |
| 消耗品費 | 122,000 | 122,000 | 事務用品、用紙代 |
| 燃料費 | 11,000 | 11,000 | 活動のための物品運搬等に係る燃料費、草刈機等の燃料費 |
| 食糧費 | 88,000 | 88,000 | 湯茶、茶菓子代 |
| 印刷製本費 | 423,000 | 423,000 | チラシ、ポスター、資料作成等 |
| 光熱水費 | 8,000 | 8,000 | 活動に要する電気・水道・ガス代 |
| 通信運搬費 | 37,000 | 37,000 | 切手、はがき代等 |
| 保険料 | 24,000 | 24,000 | 傷害保険料、スポーツ保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 99,000 | 99,000 | 会場暖房費 |
| 原材料費 | 40,000 | 40,000 | 板材等 |
| 備品購入費 | 50,000 | 50,000 | 活動に必要な器具、機器等 |
| 合計 | 1,075,000 | 1,075,000 | |

第3議案

内日地区まちづくり協議会 役員選任（案）

| 役 職 | 氏 名 | 所属団体 |
|-------|-----------|---------------|
| 会 長 | 下 田 賢 吾 | 内日自治連合会 |
| 副 会 長 | 榊 野 克 己 | 内日地区民生児童委員協議会 |
| 副 会 長 | 藤 岡 千 鶴 | 内日自治連合会婦人部 |
| 事務局長 | 武 永 憲 昭 | 内日自治連合会 |
| 会 計 | 藤 田 敬 | 内日自治連合会 |
| 部 会 長 | 松 本 則 之 | 内日校区学校運営協議会 |
| 部 会 長 | 竹 村 勝 | 農事組合法人うつい |
| 部 会 長 | 益 本 敏 和 | 内日子ども見守り隊 |
| 部 会 長 | 西 田 富 士 夫 | 内日を考える青年の会 |
| 監 事 | 西 田 哲 男 | 農事組合法人うついの里 |
| 監 事 | 太 田 俊 彦 | 内日自治連合会 |

内日地区まちづくり協議会 部会長及び副部会長

| 部 会 名 | 部 会 長 | 副部会長 |
|-------------|-----------|---------|
| 総務部会 | 松 本 則 之 | 中 本 英 樹 |
| 産業・環境部会 | 竹 村 勝 | 中 野 正 昭 |
| 暮らしの安全と教育部会 | 益 本 敏 和 | 井 田 弘 文 |
| 活性化・イベント部会 | 西 田 富 士 夫 | 太 田 俊 彦 |

第4号議案

内日地区まちづくり協議会規約（案）

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は内日地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を内日公民館（大字内日下1146番地5）に置く。

（区域）

第2条 協議会の地区の区域は、別表1のとおりとする。

（構成員）

第3条 協議会の構成員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区内に居住する者
- (2) 地区内で活動する市民活動団体等
- (3) 地区内で事業を営む者又は地区内に存する事業所に勤務する者
- (4) 地区内に存する学校等に通う者

第2章 目的及び活動

（目的）

第4条 協議会は、構成員相互の交流と親睦を図り、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりを目指し、自主的かつ主体的に活動を行うことを目的とする。

（活動）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題、情報等を共有するための広報に関する活動
- (2) 地区の地域福祉、子育て支援、防犯、防災等の課題の解決に向けた共助に関する活動
- (3) 地区内外における地域交流に関する活動
- (4) 地区の特性である地域資源の活用に関する活動
- (5) 地区における市民等の意見や課題を把握し、まちづくり計画等に反映するための情報収集に関する活動
- (6) 地区の課題の解決のための市との協働に関する活動
- (7) 市の事業への協力及び市からの提案等に対する意見集約に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地区において必要な住民自治によるまちづくりに関する活動

第3章 役員

（役員を選任）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 部会長 4名
- (6) 監事 2名

2 部会長を除く役員は、総会において選任する。

（役員の仕事）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 3 事務局長は、協議会の事務局を総括する。
- 4 会計は、協議会の会計を担当する。
- 5 部会長は、担当する部を総括し、事業の企画・運営を行う。
- 6 監事は、協議会の会計及び事業を監査し、総会に監査報告する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 9 条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

- 2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 各部会の総括・調整に関すること。
- (3) 各種事務手続きその他庶務に関すること。
- (4) その他事務局が行うこととなった事項に関すること。

- 3 事務局に事務員を置くことができる。

- 4 事務員は、事務局長の指示のもと事務を遂行する。

第 4 章 顧問

(顧問)

第 1 0 条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べるができる。

第 5 章 会議

(会議)

第 1 1 条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

- 2 会議は、原則公開とし、構成員は傍聴できる。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

第 6 章 総会

(総会)

第 1 2 条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

第 1 3 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 1 4 条 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。

- (1) 監事を除く役員
 - (2) 別表 2 に掲げる協議会を構成する団体等から推薦された者
 - (3) 地区に居住する市民の中から公募で選ばれた者
- 2 代議員は 5 0 名までとし、任期は 2 年とする。
 - 3 公募による代議員の定数は 1 0 名までとし、その選出方法については別に定める。

(総会の開催)

第 1 5 条 通常総会は、毎年会計年度終了後、概ね 2 か月以内に開催するものとする。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認める場合又は代議員の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催するものとする。

(総会の招集)

第 16 条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議を開催する 1 週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選出する。

(総会の審議事項)

第 18 条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) まちづくり計画の策定や見直しに関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること。
- (6) その他会務運営上必要な事項。

(総会の定足数)

第 19 条 総会の開催は、代議員の 3 分の 2 以上の出席を要する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、出席代議員の過半数で決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員総数及び出席代議員数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人が署名押印をしなければならない。

第 7 章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第 22 条 運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(運営委員会の審議事項)

第 23 条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会、部会から提議された事項
- (4) 構成員から提議された事項
- (5) 細則に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第 24 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 役員²の2分の1以上から請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに運営委員会を招集しなければならない。

(運営委員会の議長)

第25条 運営委員会の議長は、会長が務める。

(運営委員会の定足数)

第26条 運営委員会は、役員²の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(運営委員会の議決)

第27条 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。賛否同数の時は議長の決するところによる。

(運営委員会の議事録)

第28条 運営委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 委員総数及び出席委員数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

第8章 部会

(部会の設置)

第29条 協議会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

(1) 総務部会 まちづくり協議会の統括及び広報に関する活動

(2) 産業・環境部会 産業施設整備、環境保全及び農業振興に関する活動

(3) 暮らしの安全と教育部会 防災、安全対策、高齢者の健康と福祉及び子供の安全と教育に関する活動

(4) 活性化・イベント部会 内日地区の活性化(イベント)及び定住人口対策に関する活動

2 部会は、前項で定める活動のほか、次の事項を審議議決する。

(1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関すること

(2) 部会の事務に関すること

(3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない業務の遂行に関すること

3 第1項の規定にかかわらず、2部会以上に関わる活動その他必要と認める事項を審議するため、運営委員会の承認を得て専門委員会を置くことができる。専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(部会長及び副部会長)

第30条 部会に部会長1人、副部会長2人以内を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の中から互選する。

3 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代理する。

5 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 欠員により選出された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

7 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(部会の開催)

第31条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 部会長が必要と認めたとき。

(2) 部会員の2分の1以上の者から招集の請求があったとき。

3 部会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、速やかに部会を招集しなければならない。

第9章 会計

(経費)

第32条 協議会の運営及び活動に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第33条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第34条 監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

2 前項に規定する会計監査の結果については、協議会の役員に報告するものとする。

第10章 情報公開等

(書類及び帳簿の備付け)

第35条 協議会は事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を事務所に備え付けることとし、情報の公開を行うものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第36条 協議会が活動に伴い知り得た個人に関する情報については、その保護と適正な利用に努めるとともに、本人の同意があるとき又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り公開できるものとする。

第11章 附則

(その他)

第37条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(規約の改廃)

第38条 この規約の改廃については、総会において出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年1月26日から施行する。

(まちづくり協議会設立時の役員等の任期)

2 第8条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、まちづくり協議会設立時の役員(部会長を除く。)及び代議員の任期は平成29年度に後任者が就任するまでとする。また、第30条第5項の規定にかかわらず、まちづくり協議会設立時の部会長の任期は平成29年度に後任者が就任するまでとする。

別表1（第2条関係）

| 地区の区域 | 町名一覧 |
|-------|---|
| | 内日一町、内日二町、内日三町、内日四町、内日五町、内日六町 内日七町、内日八町、内日九町 |

別表2（第14条関係）

| 内日地区まちづくり協議会を構成する団体等 |
|--|
| 内日自治連合会（内日一町自治会、内日二町自治会、内日三町自治会 内日四町自治会、内日五町自治会、内日六町自治会、内日七町自治会 内日八町自治会、内日九町自治会）内日自治連合会婦人部 内日地区民生児童委員協議会、内日地区保健推進委員会、内日中学校PTA 内日小学校PTA、内日幼稚園PTA、内日校区学校運営協議会 内日子ども会、内日長寿会、内日子ども見守り隊、内日を考える青年の会 下関市農業委員、下関土地改良区内日地区運営委員会、下関市消防団内日分団 下関市スポーツ推進委員、下関市農業協同組合内日運営委員会 下関市農業協同組合内日女性部、農事組合法人うついの里 企業組合うつい工房、農事組合法人うつい、内日ソフトボール協会 下関市青少年補導委員（内日校区）、公募 |